

海外労働事情

アメリカ

① 所得税、法人税の減税を柱にブッシュ大統領、緊急景気対策を発表

サブプライム(低所得者向け高金利型)住宅ローン問題をきっかけに、米国経済の景気悪化が懸念され、二〇〇七年一二月の失業率は二年ぶりに5%台を記録した。ブッシュ大統領は一月一八日、緊急景気対策を発表した。予算規模はGDPの約1%に相当する一四〇〇億ドルから一五〇〇億ドルが見込まれ、所得税と法人税の減税が柱。

失業率、二年ぶりに5%台へ

米国連邦労働省が一月四日に発表した雇用統計によると、二〇〇七年一二月の失業率は前月の四・七%から5%に悪化した。5%台になったのは二〇〇五年一月以来、約二年ぶり。就業者数の動向は、専門職や教育関係などサービス部門で増加したものの(1)、製造業での減少が大きく、非農業部門全体での増加幅が一万八〇〇〇人と四年四カ月ぶり低水準に落ち込む結果となった(2)。下院ペロシ議長(民主党)は「明らかにブッシュ政権の経済政策が中所得



ブッシュ大統領

者層に機能していないことを表している」とコメントした。ムディーズ・コムのエコノミスト、マーク・ザンティ氏は、何らかの対処を怠ると経済は景気後退局面へと向かうとの見解を示した。

ブッシュ大統領は、一月四日以降、バーナンキ連邦準備制度理事会(FRB)議長、ポールソン財務長官や下院ペロシ議長らと協議を重ね、一月一八日、緊急景気対策を発表した。対策の規模はGDP(国内総生産)の約1%に相当する一四〇〇億ドルから一五〇〇億ドル前後となる見込み(3)。

記者会見の席上、同大統領及びポールソン財務長官は、個人や企業向けの減税を柱とする即効性がある対策に力を注ぐと述べた。民主党から貧困層向けの食料品購入券増発、失業保険給付延長に加えて、公共投資の追加要求が出ていることを指摘する記者からの質問に対して、ポールソン長官は協議の対象とする考えを述べた。ただ、消費刺

激のために納付した個人所得税を還付する戻し税や企業の設備投資の優遇税制を中心に、企業活動を促進し雇用の拡大につながるものが中心になると説明した。その上で、ポールソン長官とラジャー米大統領経済諮問委員会(CEA)委員長は「今年中に五〇万人の雇用創出効果がある」との見通しを明らかにした(4)。また、タックス・フ

アンダーシヨンのシニアエコノミスト、ゲラルド・プランティ氏によると、この景気対策が実施されれば、個人消費者にとつて八〇〇ドル、世帯では一六〇〇ドルの減税効果があるという。民主党の大統領候補の一人であるヒラリー・クリントン氏はこの対策について、不十分であると述べている。同氏とオバマ候補はブッシュ大統領の景気対策に先立ち、一一〇〇億ドル規模の景気対策を発表しており、これが大統領の対策に少なからず影響を与えたものと考えられる。

一方、共和党のロムニー、ハカビー両候補はブッシュの景気対策に賛意を示した。ただ、ロムニー候補は二五〇〇億ドルの景気対策を独自に提案、①法人税の課税率上限を三五%から二五%へ下げ、②低所得者層の所得税課税率を一〇%から七・五

%へ下げる——などを具体策として挙げている。

② 経済政策に論点が移行 一次期大統領候補の指名選挙

民主・共和両党の次期大統領候補者指名選挙は、年明けに始まった。キャンペーンの争点は、当初、イラク問題やテロ対策などであったが、景気悪化の情勢を反映して、雇用問題を軸とする経済問題に移っている。

雇用対策が勝敗のカギに——ミシガン州での共和党予備選

次期大統領候補者指名選挙は、一月三日、民主党のアイオア州での選挙を皮切りに、五日のワ



ミシガン州デトロイト市内

イオミング(共和)、八日のニューハンブシャー(民主)と続き、一月五日、ミシガン州で共和党大統領候補指名選挙が行われた。そのキャンペーンにおいて争点の中心になったのが経済問題であった。とりわけ雇用対策に関する発言が勝敗を分ける要因の一つとなった。

ミシガン州は自動車産業の衰退によって多くの雇用機会が喪失したこともあり、失業率が七・六%と全米で最悪の水準にある(表1参照)。デトロイトや中小の工場が位置するミシガン州南西部では工場閉鎖とレイオフによって一九八〇年代半ば以来五〇万人規模の雇用が喪失したとされる。

こうしたミシガン州について、マケイン候補は討論会において「戻ってこない仕事もある」と発言し、これがロムニー候補によってやり玉に挙げられ、連日メディアで大きく取り上げられた。ロムニー候補は「わたしはすべての人に雇用を創出する」と強調し支持を獲得していった。マケイン候補の実際の発言では、「ある分野の仕事に関しては、ミシガン州から喪失してしまつた。それは戻ってくることはないだろう。戻ってはこないが、ただ現実を直視しなければならぬ。ただ、私は職を失った労働者を支援していく方を推進できるので信じている」というものであった。ロムニー陣営の批

表1 米国の州別失業率(抜粋)
(2007年12月)

アイダホ州	3.0
サウスダコタ州	3.0
ワイオミング州	3.1
ハワイ州	3.2
ネブラスカ州	3.2
ユタ州	3.2
ノースダコタ州	3.3
～	～
オハイオ州	6.0
カリフォルニア州	6.1
ワシントンDC	6.1
アラスカ州	6.5
サウスカロライナ州	6.6
ミシシッピ州	6.8
ミシガン州	7.6

出所：連邦労働統計局 (BLS) ホームページより作成
http://www.bls.gov/web/laumstrk.htm

表2 ヒスパニック系住民の割合

ニューメキシコ州	43.42
カリフォルニア州	35.21
テキサス州	35.13
アリゾナ州	28.50
ネバダ州	23.54
フロリダ州	19.49
コロラド州	19.46
ニューヨーク州	16.11
ニュージャージー州	15.23
合衆国平均	14.40

出所：米国センサス局ホームページより作成
http://www.census.gov/Press-Release/www/2006/cb06-123table1.xls

判に対して、マケイン候補は「真実を言ったまでだ」「ロムニー氏は間違った希望を語っている」と反論し、失業者への職業訓練拡充プログラムなど現実的な施策を急ぐべきだと主張したものの、有権者の支持は得られず、ロムニー候補三九%、マケイン候補三〇%という結果となった。なお、ハカビー候補の得票率は一六%。

最低賃金制度も争点に
—ネバダ州での民主党予備選—

民主党の米大統領候補者指名選挙が、一月一九日、ネバダ州で行なわれた。そのキャンペーンでも経済問題が争点となった。ネバダ州はヒスパニック系住民の占める割合が一三%に及ぶ。全米平均を大きく上回り六位の高い水準にある(表2参照)。ヒスパニック系の有権者は景気の影響を受けやすく、サブプライム住宅ローンの焦げ付き問題でも生活に影響を受けた者が多い。そうした中、民主党各候補は演説において経済問題に関する訴

えかけに多くの時間を割いた。

ヒラリー・クリントン候補は、債務者の救済策として利息凍結案などを主張し、サブプライムローン問題で住居を失った者に対する立ち退き九〇日の延長や相談窓口の設置、失業保険給付の延長や職業訓練の促進を訴えかけた。また、社会保障とりわけ医療は民間では担えないとして、国による健康保険制度の創設を訴えた。さらに最低賃金水準についても引き上げるべきであると強調した(5)。クリントン候補は、先のブッシュ大統領による緊急景気対策の発表に先立ち、一月一日、七〇〇億ドルの緊急景気対策と、四〇〇億ドルの追加的景気対策を提案した。サブプライムローン問題で住宅ローンの支払いが困難になった低所得層を支援する三〇〇億ドルの基金創設などを挙げている。

エドワーズ候補はネバダ州における集会で国民皆保険と、最低賃金をインフレに連動させて引き上げるべきであるという主張を展開した。ちなみに、エドワーズ候補はウォール・ストリート・ジャーナル紙一月三日付に掲載した意見広告で、①近年賃金格差が大幅に広がっている②一九七九年以来、最低賃金の実質価値は三〇%下落している③四七〇〇万人のアメリカ人が健康保険に加入していない——などを政策課題として取り上げている。

オバマ候補はラスベガスの集会で、中所得者層向けの減税策やサブプライム住宅ローンの焦げ付きの影響を受けている人々への救済を訴えかけた。具体的には立ち退き猶予の支援や生活必需の税や費用を援助するための一〇〇億ドルの基金を創設することを提案している。また、失業率など重要な経済指標が悪化しつづけるならば、三五〇億ドルの追加的減税策をすべしだという見解を示した。さらに、物価上昇に合わせて最低賃金の毎年引き上げを検討すべきだと主張した。オバマ候補もクリントン候補の景気対策発表の後、

一四日、労働者や年金受給者を対象に一律二五〇ドルの戻し減税や一時給付の実施、失業保険給付の増額などを内容とする総額一〇〇億ドルの景気対策を発表している。オバマ候補は労組を中心に支持を獲得したが、女性票やヒスパニック系の幅広い支持を獲得したヒラリー候補が勝利した。

ドイツ
① 中高年向けの失業対策、若年者向け職業教育に重点——二〇〇八年の労働市場政策

二〇〇七年の平均失業者数は三七七万六〇〇〇人で前年より七十一万〇〇〇人減少した。平均失業率も前年より一・八ポイント低い九・〇%だった。最悪の失業情勢だった〇五年に比べると失業者数が一〇八万四〇〇〇人(二二%)減少した。メルケル首相は、この失業水準でもまだ高すぎるとして、引き続き失業との闘いを〇八年の重点目標の一つに掲げ、連邦政府は中高年・地域向け失業対策、若年者向けの職業教育対策などの労働市場政策を実施する。

1. 労働市場の状況

二〇〇八年一月の失業者数は前年同月より六二万五〇〇〇人少ない三六五万九〇〇〇人、失業率は前年同月より一・五ポイント低い八・七%だった。一二月の就業者数は前年同月より五八万六〇〇〇人増加して四〇二〇万二〇〇〇人となった。一一月の社会保険加入義務のある就業者数は前年同月より五四万五〇〇〇人多い二七四万六〇〇〇人だった。
〇七年の平均失業率数は三七七万六〇〇〇人で前年より七

【注】

1. 小売部門では減少が見られる。
2. Bureau of Labor Statistics, "NEWS"及び下記の労働統計局のホームページ参照:
http://datals.gov/PDQ/service/SurveyOutputServlet?data_tool=latest_number&series_id=NS14000000
3. ホワイトハウスのホームページ(1):
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2008/01/20080118-1.html
4. ホワイトハウスのホームページ(1):
http://www.whitehouse.gov/news/releases/2008/01/20080118-6.html
5. ただし、時間給労働者の中の最低賃金水準で就労する割合に関する統計資料でネバダ州は、二・一%と全米平均の二・二%をわずかに下回り、三八位であることから、最低賃金レベルで就労する労働者がことさら多い州というわけではない。

【参考資料】

- New York Times, Jan. 5, 12, 15, 16, 19
Los Angeles Times, Jan. 15, 16, 17, 18, 19
Wall Street Journal Jan. 11, 14,
Las Vegas Sun, Jan. 12, 18, 19

(国際研究部 北澤 謙)



万二〇〇〇人減少した。このうち、一二五万三〇〇〇人(三三%)が失業給付Ⅰ(失業保険財源に基づく通常の失業手当)を受給し、二五二万三〇〇〇人(六七%)が失業給付Ⅱ(税財源に基づく就労能力のある生活困窮者を対象とする最低生活保障給付)を受給していた。〇六年との比較では、失業給付Ⅰ受給者が四一万一〇〇〇人(二五%)、失業給付Ⅱ受給者が三〇万人(二%)それぞれ減少した。

〇七年の東西別の平均失業率は、西部ドイツが前年より五二万一〇〇〇人(一七%)減少して二四八万六〇〇〇人、東部ドイツが前年より一九万人(一三%)減少して二二九万一〇〇〇人となった。

〇七年の平均失業率は前年より一・八ポイント低い九・〇%であった。東部ドイツの平均失業率は一五・一%で西部ドイツ

表 失業統計 (2003~2007年、年平均)

	2003	2004	2005	2006	2007	2006年との比較	
						増減	%
失業者数(人)	4,376,795	4,381,281	4,860,880	4,487,233	3,776,425	-710,808	-15.8
男性	2,446,215	2,448,719	2,605,656	2,337,913	1,900,295	-437,618	-18.7
女性	1,930,580	1,932,563	2,254,772	2,149,203	1,873,396	-275,807	-12.8
25歳以下	516,135	504,381	618,868	522,804	404,911	-117,893	-22.6
20歳以下	84,299	75,062	123,701	108,472	83,394	-25,078	-23.1
50歳以上	1,094,268	1,079,967	1,210,115	1,161,278	987,351	-173,927	-15.0
55歳以上	531,889	483,274	580,447	567,868	475,421	-92,447	-16.3
外国人	542,966	545,080	672,951	643,779	559,096	-84,683	-13.2
失業率(%)	10.5	10.5	11.7	10.8	9.0	-	-

出所：連邦雇用エージェンシー

の七・五%の二倍となっている。

2. 二〇〇八年の労働市場政策

連邦政府は、失業のさらなる削減を目標に、地域における中高年向け就業促進プログラムの延長、自治体コンビ賃金の導入、

職業紹介クーポン規定の延長などの施策を実施する。また、これまで職業教育機会に恵まれなかった若年者を支援するため、企業向け職業教育助成制度を導入する。

(1) 地域における中高年就業促進プログラム

二〇〇五年一月の連立協定に基づき実施されてきた「展望五〇プラス」地域における中高年就業促進プログラムを、〇八年一月一日からさらに三年間延長する。このプログラムは、中高年の再就職に向けた六二の先進的な地域就業促進プロジェクトを助成している。第二期は社会的援助を必要とする中高年長期失業者の労働市場への再統合を目的に、国家予算に二億七五〇〇万ユーロが計上された。

(2) 自治体コンビ賃金

失業率が平均一五%以上の全国七九地域を対象に、自治体または郡が公共の利益となる追加的な仕事を行う雇用ポストを創出する場合、連邦政府が助成するコンビ賃金プログラムを導入する。内容は、一年以上失業給付Ⅱを受給し、一年以上失業している者を雇用する自治体または郡に対し、連邦政府が総労働報酬の五〇%(ただし、五〇〇ユーロが上限)を助成する。五〇歳以上の中高年長期失業者を雇用する場合は、助成金を一〇

〇ユーロ増額する。自治体の同意が得られれば、自治体以外の福祉団体等での雇用も助成の対象となる。連邦政府は、〇八年一月一日から〇九年二月三十一日までの二年間で総額約一七億ユーロの予算を計上している。

(3) 職業紹介クーポンに関する規定の延長

職業紹介クーポンは、失業後六週間経過しても就職できない失業者が希望する場合、雇用エージェンシー(職業安定所)が民間事業者の職業紹介サービスを利用できるクーポンを発行する制度である。民間事業者はクーポンを持つ失業者を就職させた場合、雇用エージェンシーから一〇〇〇ユーロの支払いを受け、就職後六カ月間雇用が継続すればさらに一〇〇〇ユーロの支払いを受ける。有効期間は〇七年二月三十一日までとされていた。この制度について、①クーポンの請求権を失業後六週間から二カ月に変更②長期失業者・障害者に対し、職場に慣れるための最低六カ月間の後、さらに五〇〇ユーロを増額支給(最高二五〇〇ユーロ)の二点を改正し、有効期間を一〇年二月三十一日まで延長する。

(4) 若年者の職業教育支援

連邦教育省と連邦労働社会省は、「職業教育による社会的昇進」をスローガンに、これまで職業教育の機会を得ることができなかった若年者を支援するプログラムを実施する。追加的職業教育ポストを提供する企業に対し、六〇〇〇ユーロを上限とする教育ボーナスを支給する。一〇年末までの三年間に約一〇万人の若年者に対して職業教育の場を提供することを目標としている。

② 求職者の基礎保障の実施主体に違憲判決

連邦憲法裁判所は二〇〇七年二月、「求職者の基礎保障」(最低生活保障制度)の実施機関である「協同組織」がドイツ基本法の権限規定に抵触するとして違憲判決を下した。立法者に対しては、遅くとも一〇年二月末までに新たな規定を制定するよう義務づけ、それまでは現行の規定が適用可能なものとして残るとした。連邦と自治体の共同事務なしに、求職者の基礎保障にかかわる行政のワンストップサービスをどのように確保していくかが課題となっている。

最低生活保障制度の再編

シュレダー前政権は、二〇〇五年一月施行のハルツ第四法に基づき、就労能力のある生活困窮者の最低生活を保障する「求職者の基礎保障」制度(社会法典第二編)を新設した。それまでは失業手当受給期間の満

了した失業者を対象とする失業扶助（従前所得の五七%、子供がいけない場合は五三%）と生活保護に相当する社会扶助という税財源に基づく二つの制度が併存していた。失業扶助は連邦、社会扶助は自治体が実施機関となり、運営費用もそれぞれの機関が負担していた。失業扶助には支給期間が設けられておらず、就労能力のある者が社会扶助を受給するなど、二つの制度に明確な区分がなく、非効率で莫大な費用のかかる状態が続いていた。自治体は、経済停滞による失業の増大は連邦の責任が大きいにいかかわらず、自治体が社会扶助にかかる費用を全額負担し失業者の面倒をみなければならぬことに強い不満を持っていた。

このため、求職者の基礎保障は、失業扶助と社会扶助の一部を統合して、失業手当の受給資格のない就労能力のあるすべての生活困窮者を対象とする失業給付Ⅱ（月額三四七ユーロの基準給付）および社会手当（パートナー、子供に対する給付）を創設し、失業給付Ⅱ受給者に強力な就労義務を課した。社会扶助の対象は就労能力のない生活困窮者に限定された。

この制度改正により、〇四年二月末時点で失業扶助受給者二二六万人、社会扶助受給者一九一万人であったのが、〇五年二月末には失業給付Ⅱ受給者

四九六万人、社会手当受給者一七八万人、社会扶助受給者八万人となった。

実施機関をめぐる対立

シュレダー政権が二〇〇三年に連邦議会へ提出したハルツ第Ⅳ法の当初案は、連邦雇用エージェンシー（BA）が求職者の基礎保障の実施機関となり、そこに自治体職員を受け入れて、最低生活保障給付と職業斡旋、生活支援サービスを一手に行うこととしていた。しかし、連邦参議院において、長期失業者に対するケアは自治体が担当すべきであると主張する野党のキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）と意見が激しく対立し、最終的にBAと自治体の二つが実施機関となった。ただし、「一つの手からの援助」を実現するため、BAと自治体がジョブセンター内に「協同組織」を設立し、BAが失業給付Ⅱおよび社会手当の給付と職業紹介、就労支援を、自治体が住居費、暖房費の支給と生活支援サービス（負債・依存症相談など）を担当することとした。運営費用もそれぞれの担当機関が負担している。また、BAの業務も含め求職者の基礎保障の事務を自ら行使することを希望する全国六九の自治体には単独での管轄権が認められた。その期間は六年であり、〇八年末までにこの方法を継続するか否かを再検討す

ることとしている。

連邦憲法裁判所が違憲判決

連邦憲法裁判所は二〇〇七年一月二二〇日、求職者の基礎保障の組織上の規定に関する郡の提訴に対し、協同組織は自治体が自己責任において事務を処理する権利を侵害し、基本法の権限規定に抵触するとの判決を下した。

判決は、基本法の体系に基づき、連邦法の執行は連邦もしくは州によって遂行されるものであって、連邦と州もしくは両方によって設立された第三の機関によって遂行されるものではないとする。また、連邦と州によって共同事務を遂行するためには特別な憲法上の委任が必要であるが、協同組織においてそのような例外措置を正当化する客観的理由は見当たらないとしている。さらに、権限を有する行政団体は原則的に自らの人材、予算、組織によって事務を遂行することを義務づけられており、協同組織の設立はこの原則に反するとする。

判決は、立法者が求職者の基礎保障を「一つの手」によって行わせたいとする願望は意義のあることであると指摘する。しかし、それは連邦が自ら行うかまたは執行全体を州に委任することによって達成できるとしている。立法者に対しては、遅くとも一〇年二月末までに新たな規定を制定するよう義務づけ、それまでは現行の規定が適用可能なものとして残るとした。

判決を受けて、SPDのショルツ労働社会相は、職業斡旋を地域の管轄権を越えて保障する必要性から、引き続きBAの中央制御機能の確保を主張した。これに対しキリスト教民主・社会同盟は、地域の事情に合わせた分権的な解決策が正しい方法だと主張している。

連邦憲法裁判所が違憲としたBAと自治体の協同事務なしに、職業斡旋、就労促進と住宅費・暖房費の支給、依存症・債務相談にかかわるワンストップサービスをどのように提供していくかが大きな課題となっている。

（国際研究部 大島 秀之）

EU

女性により良い仕事を— 欧州委員会、男女平等に 関する年次報告

女性の雇用は増加しているが、依然として低賃金・低技能職種にかたよっている——欧州委員会は、一月に公表した「二〇〇八年男女平等に関する年次報告」で、欧州の機会均等には進捗がみられるが、現状には未だ大きな課題が残されていると指摘、女性がより質の良い仕事に就くための各種の支援などを通じて、男女間の平等を推進する

よう、各国政府に努力を求めている。

教育水準は向上、賃金までは改善せず

年次報告は、女性の雇用に關する現状を次のようにまとめている。

EU域内の女性の就業率は、二〇〇〇年から二〇〇七年で三・五%増の五七・二%と着実に伸びた。この間に増加した二二〇〇万人分の雇用のうち六割強の七五〇万人分を女性が占め、失業率も過去一〇年間で最も低い九%に達している。教育訓練を受講している比率や教育水準は男性より高く、現在、毎年の大学卒業者の六割近くが女性であるという。しかし、男性との就業率の差は一四・四%と未だに大きく、また賃金水準も男性より一五%低い状態が二〇〇三年から続いている。産業・職種における男女間の分断も依然と





して残っており、新たに労働市場に参入する女性は、もともと女性が多い産業や職種で就業する傾向にあるといわれる。管理職労働者に占める比率でも、男性の半分以下の三二・六%にとどまっている。また全体の三人に一人はパートタイム労働者だ

(男性では一〇人に一人未満)。さらに、二五〜四九歳層でみると、子供を持つ女性の就業率は六二・四%で、男性に比べて二九ポイント、子供のいない女性に比べても一四ポイント低い。女性が不安定・低賃金で昇進もしにくい仕事に就きがちであることは、貧困層に陥るリスクが高いことを意味している。この傾向はとりわけ高齢者層の女性が高い。

質量両面の改善へ支援を

EUの男女間の平等に関する取り組みは、一九七五年に機会均等原則をEU法で規定して以降、およそ三〇年以上にも及ぶ。

欧州委員会はこの間、欧州レベルの労使団体なども協議を重ねながら、賃金や職種、職業訓練、社会保障など多くの分野で、EU法の制定や行動計画の策定などを通じて加盟各国に機会均等の推進を促してきた。欧州委員会は、男女間の平等の推進を通じて、経済の活性化や人口減少・労働力不足の歯止めなどにも効果を期待している。しかし、近年のEU拡大で加盟国の経済社会状況が多様化している影響もあり、政策の浸透には各国でばらつきがある。

欧州委員会は二〇〇六年、新たに二〇一〇年までの政策目標を掲げる「男女平等推進のロードマップ」をまとめた。優先的課題として、(一)男女の対等な経済的独立の達成(二)仕事とプライベート・家庭生活の調和の増進(三)意思決定への男女の平等な参加の促進(四)女性に対する暴力の根絶(五)女性に関する社会の固定観念の除去(六)EU外の男女平等の促進——の六項目を掲げている。

これらの政策課題の達成に向けた取り組みとして、今回の年次報告は、次の四点の推進を各国に求めている。第一は、女性のためのより質の良い雇用の創出で、女性の雇用の量的な改善のみが先行している状況を懸念している。ただしこれには、賃金などの男女間格差の是正だけでなく、仕事と家庭生活の調和

への支援や、良質な仕事に就くための技能訓練などが必要となる。このため第二として、育児や技能訓練などのサービスへのアクセスの向上と廉価での提供を挙げている。第三は、女性に対する社会の固定観念の払拭で、教育・訓練・就業、あるいは家事への参加などに関する個人の選択を尊重するような文化的・社会的な改革が必要であるとしている。最後に、こういった政策を推進するための制度インフラの整備や、その制度を担う人材への男女平等に関する教育、また政策の進捗をはかるための指標の開発を求めている。

なお欧州委員会は、加盟各国の政策の評価や専門的なサポートの提供などを通じて、男女平等を推進する新たな団体の設立を進めており、今年中にもリトアニアでの開設が見込まれている。二〇〇七〜一三年のあいだに、五〇〇〇万ユーロを予算として投じる予定だ。

【参考】

「増補版 EU労働法の形成」濱口桂一郎、日本労働研究機構(二〇〇一)

欧州委員会ウェブサイトを

ETUC、EIRO、EurActivative 各ウェブサイト

(国際研究部)

中国 工資条例など制定へ

中国で労働関係の法律の制定、改正の動きが広がっている。先に成立した「労働契約法」に続き、「工資(賃金)条例」が年内にも制定される可能性がでてきた。また、このほか「労働争議仲裁法」「社会保険法」「戸籍管理法」なども起草されており、労働関係の法律は順次適正な時期に改正される見込みとなっている。時事、中国各紙が報じた。中国紙「二十一世紀経済報道」によると、人民大学労働人事学院は「工資条例」が起草中であることに触れ、内容をめぐる論争はまだ大きいものの、年内完成についての懸念はほぼなくなつた」との楽観的見方を示した。

「労働契約法」に続いて今年は同条例が労使双方で注目を集めることが予想される。「工資条例」制定の目的については、労働社会保障省の孫次官が「正常な賃金上昇と賃金支払いのメカニズムを確立し、労働者の賃金が低く、賃上げペー



スが緩慢で未払いが多いなどの問題を解決することが、条例の核心的内容」と述べている。一方、人民大学労働人事学院の文教授は、「今後一二年間で賃金総額は三〜四倍増える余地がある」との見方を示した。国家统计局のデータによれば、中国の国内総生産(GDP)は一九九三年の三兆五三四億元から二〇〇四年の一五兆九七八億元へと四・五二倍になったが、労働者の賃金総額は四九一六億二〇〇〇万元から一兆六九〇億二〇〇〇万元へと三・四四倍にとどまっている。文教授は「この一一年間、GDPに占める賃金総額の割合は一七・二八%から二二・一六%に下がった」とし、これは極めて不常だと指摘する。珠江デルタでは生産率が米国の一七%に達しているのに、賃金水準は米国の六・六七%でしかないというのがその根拠だ。同教授は「過去二〇年間、中国経済の高速成長は賃金コスト節約の上に成り立ったもの」と指摘、労働力価値が長期にわたって低く評価されてきたため、低賃金現象が普遍的に存在するだけでなく、「国家産業の利潤と競争力の算出メカニズムの不合理的さ」という重大な結果をもたらしたと強調している。

【資料出所】

時事、二十一世紀経済報道

(国際研究部)